



土浦基署発第198号
平成24年5月16日

各労働災害防止関係団体の長 殿

土浦労働基準監督署長



労働災害防止対策の取組強化について（緊急要請）

日頃より労働基準行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、土浦労働基準監督署では平成20年度から第11次労働災害防止計画（以下、「11次防」といいます。）をスタートさせ、平成24年度までの計画期間中に死亡災害を20%以上、労働災害の総件数を15%以上減少すること等を目標に、管内事業場の安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントの普及定着、腰痛等の職業性疾病予防対策の推進等を重点事項として取り組んでまいりました。

しかしながら、平成23年には休業災害、死亡災害が共に急増し、死傷災害は前年比+106件（+21.5%）となる599件、死亡災害は前年比+5件（+125%）となる9件の災害が発生する極めて憂慮すべき事態となっております。

平成24年は11次防の最終年度であり年間の災害発生件数を408件以下にすることを目標としていますが、このような状況から、その達成が危ぶまれる状況にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全・安心な職場環境の実現は、労働者とその家族の生活基盤や地域経済の健全な発展の礎となるものですから、労働災害の撲滅は強く望まれるところです。

労働災害の増加に歯止めをかけ、災害減少に転換を図るためには、事業場の経営幹部をはじめ労使関係者・関係団体及び行政が一丸となり、強い決意を持って災害防止対策に取り組むことが今こそ肝要です。

このような状況から、土浦労働基準監督署は、労働災害防止に向けた大きな流れを作り、災害を着実に減少させるため、年末までの間「労働災害撲滅運動」を展開し集中的な取組を実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても本趣旨をご理解いただき、別添の啓発用リーフレットを活用のうえ、下記事項を重点とした労働災害防止対策の取

組強化に向けて、貴団体傘下の事業場に対する指導、注意喚起、周知等についてご協力をお願いします。

記

- 1 実施期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで
- 2 目標
 - ・死亡災害ゼロ（死亡災害ゼロ 200 日運動継続中：H24. 2. 2～H24. 8. 19）
 - ・労働災害の大幅削減（第 11 次労働災害防止計画の目標達成）
- 3 労働災害防止対策に係る重点対策事項
 - (1) 各業種共通事項
 - ①経営トップの安全衛生活動に取り組む決意表明の実施
 - ②安全・衛生管理者等の選任による安全衛生管理体制の整備・確立
 - ③4S活動の推進、安全巡視励行による危険個所の排除
 - ④災害を予防するリスクアセスメントの実施
 - ⑤雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育の実施
 - ⑥高年齢労働者に配慮した災害防止対策
 - ⑦定期健康診断の100%受診、適切な事後措置の実施
 - (2) 建設業
 - ①元方事業者による統括管理の徹底
 - ②屋根工事等の高所作業における適切な墜落防止対策の徹底（転落・墜落災害を防止するための適正な足場の設置と「より安全な足場」の設置の推進）
 - ③車両系建設機械による災害の防止
 - ④土砂崩壊等災害の防止
 - ⑤建物解体作業等における墜落、はさまれ災害の防止、アスベストばく露防止
 - (3) 道路貨物運送業
 - ①荷役作業時におけるトラック荷台等からの転落・墜落災害の防止
 - ②適正な労働時間の管理と交通労働災害の防止
 - ③重量物取扱い作業等による腰痛災害の防止
 - ④荷主と運送事業者の連携・協議による災害防止対策の推進

(4) 小売業

- ① 4S 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- ② 腰痛災害の防止
- ③ 高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(5) 社会福祉施設

- ① 介護作業における動作の反動・無理な動作等による腰痛の予防
- ② 移動、介護、荷の運搬中の転倒災害の防止
- ③ 階段等からの転落災害の防止
- ④ 高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(6) 製造業

- ① 安全衛生教育の推進
- ② 機械の不調時等非定常作業時の作業標準の作成・実施の徹底
- ③ 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止